



香労基発 1001 第 2 号
令和 6 年 10 月 1 日

独立行政法人労働者健康安全機構
香川産業保健総合支援センター
所 長 殿

香川労働局労働基準部長



労働者死傷病報告の改正に係る周知について（依頼）

平素は、労働災害の防止に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 45 号）については、令和 6 年 3 月 18 日に公布され、令和 7 年 1 月 1 日から施行することとされたところです。

労働者死傷病報告については、その報告事項を改正するとともに、事業者からの報告を原則として電子申請とすることを義務付けるものであり、事業場の規模や業種を問わずに適用され、影響を受ける関係者が非常に多いことから、通常の法令改正とは異なり、その周知を尽くす必要があります。

つきましては、下記厚生労働省 HP において、改正の内容に係るリーフレットや電子申請方法の説明資料等の各種情報を掲載した特設ページが開設されていますので、このページを閲覧するなど、本趣旨をご理解いただき、会員各位に対し周知を図っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、特設ページには、11 月初旬を目途に、電子申請の方法等を説明する動画も掲載される予定となっていることを申し添えます。

○労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます（令和 7 年 1 月 1 日施行）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html